

平成30年4月25日
九州地方整備局

◎粗雑業務が判明した下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：川崎地質株式会社
業 者 の 住 所：東京都港区三田2-11-15
- 指名停止措置期間：平成30年4月25日 ～ 平成30年5月24日
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、川崎地質株式会社が履行した、熊本河川国道事務所発注の「平成28年度熊本管内路面下空洞対策検討業務」について、専門家による検証委員会において、空洞可能性箇所として抽出すべき箇所の抽出がなされていない箇所があったとされたものであって、全ての異常信号を検出するという特記仕様書に定められた契約条件を満たさないものであり、過失による粗雑業務と認められる。
- 指名停止措置理由
上記4は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第2号（下記参照）の措置要件に該当する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

<問い合わせ先>

○指名停止内容について

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）

代表：092-471-6331

総務部契約課長 星原 隆 （内線 2511）

（契約課直通：Tel 092-476-3509）

企画部技術管理課長 徳田 浩一郎 （内線 3311）

（技術管理課直通：Tel 092-476-3546）

港湾空港関係

総務部契約管理官 田中 浩紀 （内線 290）

（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）

○上記4. 事実概要のうち業務内容及び検証委員会に関する事項について

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所（熊本市東区西原1-12-1）

代表：096-382-1111

技術副所長（道路）

小林 秀典